

6. 菊陽町での生活に役立つ情報

- (1) 病気やケガをしたとき
- (2) 事件、事故、火事するとき
- (3) 自然災害に備える・大きな災害が発生したとき
- (4) 住宅を探す、電気・ガスを使うとき
- (5) マイナンバーカードを取得
- (6) コンビニで証明書の発行
- (7) 在留資格・在留期間
- (8) 働く・仕事探し
- (9) 交通機関の利用方法
- (10) 運転免許証と交通ルール



6-(1) 病気やケガをしたとき

病気やけがなどで、気になる症状が出た場合は、まずは近くの診療所（かかりつけ医）を受診しましょう。

診断後、専門的な治療や入院が必要な場合は、診療所の医師が病院を紹介します。
いざという時に備えて、医療機関の場所や診療科目を確認しておきましょう。

〈受診する時に必要なもの〉

- 健康保険証
(18歳までの子どもが受診する場合)
- 「^{ひかりこ}陽っ子カード^{※1}」(子ども医療費受給者証)
※1 「陽っ子カード」の詳しい説明は、14ページ「3-(8) 子ども医療費助成」を参照。

〈町内の医療機関〉

次のページの一覧表に記載のとおり。

〈休日の急病のとき〉

休日の急病の時は、休日在宅当番医で受診できます。
休日当番医は、広報きくよう、菊池郡市医師会ホームページで確認できます。



休日当番医の紹介
菊池郡市医師会HP

〈緊急時の場合〉

緊急を要する場合は、「119」で救急に通報^{※2}し、救急車を呼んでください。
※2 救急への通報の仕方は、40ページ「6-(3) 事件、事故、火事の時」を参照。



〈夜間の子どもの急な病気などに関する電話相談窓口〉

電話番号 「#8000」^{※3}

※3 ダイヤル回線、IP電話、光電話の場合は、**☎096-364-9999**にかける

【相談時間】 平 日：午後7時～翌朝8時
土曜日：午後3時～翌朝8時
日曜日：午前8時～翌朝8時

【相談員】 看護師

【相談できること】

- 夜間の子どもの急な病気への対処方法や応急処置についての助言
- 受診可能な医療機関の情報 など



〈町内の医療機関一覧〉

医療機関名	所在地	電話番号
熊本セントラル病院	原水2921	096-340-5001
熊本リハビリテーション病院	曲手760	096-232-3111
東熊本第二病院	辛川1923-1	096-232-3939
菊陽台病院	久保田2984	096-232-1191
菊陽病院	原水5587	096-232-3171
仁誠会クリニック大津	原水2973	096-232-9595
そうま眼科	原水2906-5	096-340-5520
ちが産婦人科医院	原水2951-1	096-232-9131
矢野医院	原水1611	096-232-5266
本多内科胃腸科医院	馬場楠427	096-232-2021
いけだ泌尿器科・内科	原水1166-1	096-233-1000
菊陽あきたクリニック	原水1156-13	096-232-8333
菊陽中部クリニック	津久礼868-5	096-232-1566
つくれクリニック	津久礼2528-5	096-285-3335
堀田眼科	久保田2802-1	096-292-3455
よしもと小児科	原水1156-2	096-233-2520
河野内科クリニック	津久礼3011-4	096-233-1717
菊陽レディースクリニック	新山2丁目8-23	096-213-5656
しもむら整形外科医院	津久礼2232-1	096-232-5836
竹長小児科内科医院	杉並台2丁目12-15	096-232-1110
永田眼科	津久礼2420-5	096-285-1117
さかぐち消化器・内科クリニック	津久礼2417-2	096-292-3800
アトピアクリニック	津久礼2422-4 (カリーノ菊陽2階)	096-349-2566
ハル内科皮フ科クリニック	津久礼2377-1	096-232-8383
松岡耳鼻咽喉科医院	津久礼2422-15	096-232-5011
いはら形成外科クリニック	光の森7丁目14-7	096-340-2560
かとう整形外科光の森	光の森3丁目17-4	096-349-2255
さくら眼科内科クリニック	光の森7丁目33-1	096-340-2325
仁誠会クリニック光の森	光の森3丁目1-1	096-285-3466
たに耳鼻咽喉科アレルギー科	光の森6丁目1-3	096-233-3387
たぶち内科循環器科	光の森3丁目17-3	096-233-3588
なかふさ心療内科・光の森	光の森7丁目25-5	096-288-6802
光の森脳神経外科内科	光の森6丁目1-6	096-232-7711
光の森メンタルクリニック	光の森7丁目41-4	096-232-8102
武蔵しもむら医院	武蔵ヶ丘2丁目10-7	096-339-7561

担当課の連絡先

菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 ✉kenkohoken@town.kikuyo.lg.jp

6-(2) 事件、事故、火事のとき

自分だけでなく、自分の家族や友人が、事件や事故、火事などの緊急事態に巻き込まれたら、警察や消防・救急に通報する必要があります。電話がつながったら、慌てずに落ち着いて、現場の状況やケガの病状などを伝えましょう。

(1) 事件・事故のとき 【警察に通報：電話を「110」にかける】

犯罪などの事件や交通事故が起きたら、警察に通報してください。電話を「110」にかけ、つながったら、次のとおり落ち着いて話してください。



〈事件・事故のときの通報例「110番」〉

(伝えること)

(伝え方の例)

- | | |
|------------------------|---|
| ① 名前を伝え、外国人であることを伝えます。 | → 「わたしはグエンです。ベトナム人です。」
※わかりやすいゆっくりした日本語や、通訳を入れた三者通話などで対応してもらえます。 |
| ② 事件なのか、交通事故なのか伝えます。 | → 「〇〇の近くで車と自転車がぶつかりました。」 |
| ③ けが人がいるか伝えます。 | → 友だちが頭を打って、血を流しています。 |
| ④ 警察が質問することに答えてください。 | → 【質問】 いつ事故がおきましたか。
「〇時〇〇分ごろです。」 |
| ⑤ 連絡先を伝えます。 | → 「わたしの電話番号は、
090-****-****です。」 |

(2) 火事のとき 【消防に通報：電話を「119」にかける】

自宅で火事が起きたら、消防に通報してください。電話を「119」にかけ、つながったら、次のとおり落ち着いて話してください。屋外で火災を見つけた場合も、消防に通報してください。



〈火事のときの通報例「119番」〉

(伝えること)

(伝え方の例)

- | | |
|------------------------|--|
| ① 名前を伝え、外国人であることを伝えます。 | → 「わたしは陳です。台湾から来ました。」
※わかりやすいゆっくりした日本語や、通訳を入れた三者通話などで対応してもらえます。 |
| ② 火事なのか、救急なのか伝えます。 | → 「火事です。」 |
| ③ どのような状態か伝えます。 | → 「キッチンが燃えて、天井まで火が広がっています。」 |
| ④ 住所（場所）はどこか伝えます。 | → 「菊陽町久保田〇〇番地 陳宅です。」
※住所が分からない場合は、近くの大きな目標となる建物を伝えてください。 |
| ⑤ 氏名、連絡先を伝えます。 | → 「名前は、陳〇〇です。電話番号は、
090-****-****です」 |

(3) 急な病気やケガをしたとき 【消防（救急）に通報：電話を「119」にかける】

自分または家族や友人など自分以外の誰かが、急な病気やひどいケガをして緊急性が高い場合^{*1}は、消防に通報し、救急車を呼んでください。電話を「119」にかけ、つながったら、次のとおり話してください。

※1 救急車は、急な病気やケガの症状がある人を、緊急に病院に搬送するためのものです。病気やケガの症状が軽いなど、緊急性が低い場合は、救急車を使わず、自分で病院やクリニックに行ってください。救急車をタクシー代わりに使うことはできません。



〈急な病気やケガをしたときの通報例「119番」〉

(伝えること)

(伝え方の例)

- ① 名前を伝え、外国人であることを伝えます。→「わたしは王です。中国人です。」
※わかりやすいゆっくりした日本語や、通訳を入れた三者通話などで対応してもらえます。
- ② 火事なのか、救急なのか伝えます。→「救急です。」
- ③ 誰がどうしたか伝えます。→「70歳の父が突然倒れ意識がありません。」
- ④ 住所（場所）はどこか伝えます。→「菊陽町久保田〇〇番地 王宅です。」
※住所が分からない場合は、近くの大きな目標となる建物を伝えてください。
- ⑤ 氏名、連絡先を伝えます。→「名前は、王〇〇です。電話番号は、
090-****-****です」

(4) 警察や消防（救急）に通報する時の注意点

- ① 救急車を利用する場合、医療機関までの搬送は無料ですが、医療機関での治療費や自宅に帰る移動費は自己負担です。健康保険証や必要なお金を用意してください。
- ② 自分が交通事故を起こし、相手を負傷させた場合は、まず「119」に通報して救急車を呼んでください。その後、「110」に通報し警察を呼んでください。
救急車が来るまで、負傷者を安全な場所に移動し、応急手当してください。
- ③ 交通事故のとき、任意保険に加入している人は、保険会社に連絡してください。
- ④ 交通事故に関して相談したい場合は、熊本県交通事故相談所（☎096-333-2295）に連絡してください。損害賠償の請求や示談などについて、平日に日本語で相談を受けています。



交通事故相談所HP

【警察】 大津警察署 ☎096-294-0110 菊池郡大津町大字室676番地

【消防】 菊池広域連合消防本部・南消防署 ☎096-232-9331 菊池郡菊陽町大字原水7番地1

担当課の連絡先

菊陽町役場 危機管理防災課 ☎096-232-2110 [✉ bousai@town.kikuyo.lg.jp](mailto:bousai@town.kikuyo.lg.jp)

6-(3) 自然災害に備える、大きな災害が発生しとき

菊陽町では、梅雨の大雨や台風、河川の氾濫、地震などの自然災害が発生する可能性があります。普段から防災マップで指定避難所の場所を確認したり、水や食料を備蓄したりして、災害に備えましょう。

(1) 防災情報の確認

次のサイトやメールサービスから、防災に必要な気象情報や避難情報などを確認することができます。

 <p>気象庁（14か国語対応） 大雨や台風などの気象情報や注意報・警報の発令のほか、地震、火山、土砂災害などの情報を掲載。</p>	 <p>きくよう安心メール 菊陽町の避難所の開設情報や避難情報のほか、防犯に関する情報を発信。メール登録が必要です。</p>
 <p>防災情報くまもと（11か国語対応） 熊本県内の防災情報や避難情報のほか、避難所の開設状況や道路規制情報などを掲載。</p>	 <p>菊陽町防災マップ 指定避難場所や指定避難所の位置、洪水浸水区域や土砂災害警戒区域を地図に示しています。</p>

(2) 台風や集中豪雨の対応

台風は、8月～10月に日本付近を通過することが多くなり、特に熊本県を含む九州地方には強い台風が接近・上陸することがあります。

梅雨の集中豪雨は、激しい雨と雷が何時間も続くことがあります。また、夏の暑い時期などに、短時間に狭い範囲で大量の雨が降ることがあります。

台風や集中豪雨が予想される場合は、被害をできる限り抑えるために、早めに準備することが重要です。

【台風や集中豪雨が予想される場合】

- テレビやインターネットなどで気象情報をこまめに確認する。
- 物干し竿、植木鉢などが風で飛ばされないようにする。
- 雨戸と窓を閉め、しっかりとカギをかける。
- テレビやインターネットなどで情報を集め、自宅が安全でない場合や身の危険を感じる場合は、指定避難場所に避難してください。



【台風や集中豪雨の時】

- 「警報」が発表される前（雨や風が強くなる前）に、安全な場所に避難してください。自宅が安全な場合は、避難する必要はありません。
- 浸水やがけ崩れなどの災害が発生する可能性があるため、外出はせず、危険な場所に近づかない。
- 「特別警報」が発表された時は、大きな災害が起きる危険性が高まっています。家の中の安全な場所に移動するなど、直ちに命を守るための行動をとってください。

(3) 地震の対応

日本は地震がよく発生し、震度5強以上の強い地震が起きることもあります。大きな地震に備えて、日ごろから備蓄品の準備や家具の固定を行い、どのように行動するか考えておくことが重要です。

【日頃の備え】

- 水や食料などを備蓄し、下着、衣類、眼鏡、コンタクトレンズの保存液、懐中電灯などをリュックやバッグにまとめておく。
- 預金通帳、健康保険証、パスポートなど貴重品を持ち出せるようにしておく。
- 指定避難所の位置を確認し、家族や友人と連絡を取る方法や集合場所を決めておく。

【地震が発生した場合】

- 震度5弱以上の地震が起きると予想される場合に、気象庁から「緊急地震速報」が発出され、テレビやスマートフォンなどで表示されます。
- 料理など火を使用している場合は、素早く消して、大きな揺れがおさまるまでは動かない。テーブルの下などに隠れて身を守り、隠れる場所がない場合は、クッションや枕で頭を守る。
- 揺れが収まったら、ガスや石油ストーブなど、火災の原因になるものは全て消す。
- 部屋や玄関のドアを開け、逃げ道を作る。窓ガラスや食器などが割れた場合は、室内を歩くのも危険です。必ず靴は履きましょう。
- 大きな揺れが収まった後に余震が起きることがあるので、落ち着いて行動する。
- 避難する場合は、家を出る前にガスの元栓を占め、電気ブレーカーを切る。マンションやビルの場合は、エレベーターを使わずに階段を使って避難する。



(4) その他の防災や災害時に役立つ便利なアプリ

Yahoo! 防災速報アプリ

様々な防災情報を迅速にプッシュ通知し、早め早めの判断や避難行動やサポートします。菊陽町からの緊急情報を受け取れます。



NHK防災アプリ

気象情報に関する警報や震度速報などの防災情報がプッシュ通知で受信でき、日本国内の様々なニュースや熊本県内のニュースを見ることができます。



菊陽町公式アプリ

菊陽町のホームページと連動したアプリです。町が発信する最新の情報を見ることができ、防災情報など緊急情報が通知されます。



担当課の連絡先

菊陽町役場 危機管理防災課 ☎096-232-2110 ✉bousai@town.kikuyo.lg.jp

6-(4) 住宅を探す、電気・ガスを使うとき

(1) 住宅を探す

菊陽町で住宅を探す場合は、住宅に困っている低額所得者のために建てられた町営住宅のほかに、民間の賃貸住宅を借りたり、住宅を購入したりする方法があります。

〈町営住宅〉

- 町営住宅の詳しい内容については、24ページ「4-(7) 町営住宅」を参照。

〈民間の賃貸住宅〉

- 町内のアパートやマンションなど賃貸住宅に関する情報は、ホームページなどで検索できます。
- 不動産会社に連絡すると、気に入った物件を案内してもらうことができます。
- 契約する前に、建物や部屋の状況を確認することをお勧めします。
- 賃貸住宅を借りるときは、家賃のほかに、不動産会社への仲介手数料などが必要となり、契約時に家賃の3～4か月分のお金を用意しておく必要があります。
- 賃貸契約時に、保証人が必要な場合や保証会社への加入が必要な場合があります。

(2) 電気・ガスを使用する

住む部屋が決まったら、電気やガスを使用するための手続が必要です。賃貸住宅に入居する場合は、賃貸契約を結ぶ不動産会社に、電気やガスの使用に関する手続方法について尋ねることができます。

(水道の使用については、19ページ「4-(4) 水道の使用開始と中止」を参照)



担当課の連絡先

菊陽町役場

(町営住宅) 建設課

☎096-232-2115

✉ kensetsu@town.kikuyo.lg.jp

(民間住宅) 総合政策課

☎096-232-2112

✉ sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

6-(5) マイナンバーカードの取得

日本で住民登録した人は、マイナンバー（個人番号）を所持しています。そのマイナンバーを証明するものが、顔写真付きのマイナンバーカードです。

マイナンバーカードの取得には、交付申請が必要です。

マイナンバーカードの有効期限は、在留カードの期限と同じなので、在留カードの期限が切れる前に更新手続きが必要です。有効期限後に手続きする場合は、再発行手数料1,000円が必要になるので、ご注意ください。

申請方法	<p>次の①または②のいずれかの方法で、マイナンバーカードの交付申請を行うことができます。</p> <p>① 申請書に記載されているQRコードを読み取り、スマートフォンで交付申請 ※QRコードが記載された申請書は、国から白い封筒で自宅に送付されます。 ※届かない場合や紛失した場合は、菊陽町役場の窓口（町民課）で再発行できます。</p> <p>② 役場の窓口で交付申請</p>
受取方法	<p>申請後、約1カ月半でマイナンバーカードを交付します。 カードの交付準備ができたなら、町役場（町民課）から本人に通知します。 通知が届いたら、町役場（町民課）の窓口でカードを受け取りに来てください。</p> <p>〈受取りに必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none">■マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書■本人確認書類（在留カード、パスポート、免許証など）

〈マイナンバーカードの詳しい内容〉

QRコードから、マイナンバーカードのホームページでご確認ください。



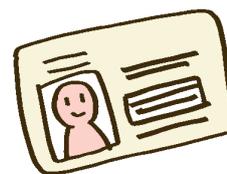
マイナンバーカードHP
(16か国語対応)

担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 ✉chomin@town.kikuyo.lg.jp

6-(6) コンビニで証明書を発行

マイナンバーカードを持っている人は、「利用者証明用電子証明書」の暗証番号を設定すると、コンビニエンスストアの専用端末で証明書を発行することができます。



〈証明書の発行〉

発行できる証明書		発行時間
■住民票謄本・抄本	手数料300円	6 : 30~23 : 00
■印鑑証明書 ^{※1}	手数料300円	
※1 印鑑登録が完了している人だけ		
■戸籍謄本・抄本 ^{※2}	手数料450円	
※2 日本の国籍がある人だけ		
■所得証明書	手数料300円	
■課税証明書	手数料300円	
■所得課税証明書	手数料300円	※2 戸籍謄本・抄本の発行は 8 : 30~17 : 15で、 土日・祝日は発行できません
■ワクチンパスポート ^{※3}	手数料120円	
※3 日本国内で接種を受けた分のみ発行が可能		

〈注意事項〉

- 発行手続に当たって、マイナンバーカードの暗証番号を3回間違えるとロックがかかります。菊陽町役場の窓口（町民課）でロックを解除することができます。
- ドメスティック・バイオレンスやストーカーなどの被害者が支援措置を受けている場合は、コンビニで証明書を発行することができません。



担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 ✉chomin@town.kikuyo.lg.jp
 税務課 ☎096-232-4911 ✉zeimu@town.kikuyo.lg.jp

6-(7) 在留資格・在留期間

日本に入国する外国人は、パスポートに在留資格と在留期間が記載されています。在留資格以外の活動をする場合や、在留期間をこえて滞在する場合は、事前に手続きが必要です。違反すると、処罰もしくは強制退去させられることがあります。

(1) 在留資格

日本に入国する時に、入国目的や在留目的に応じて与えられる資格です。全部で29種類あり、この資格の範囲内で活動することができます。

(2) 在留期間

在留資格ごとに、在留できる期間が定められています。在留期間内で、日本に滞在することができます。在留期間をこえて、日本に滞在することはできません。

〈在留資格と在留期間に関する申請〉

次の手続は、出入国在留管理庁への許可申請が必要になります。必要書類などの詳細は入国管理庁に確認してください。



出入国管理庁HP
(各種手続)

手続	概要
在留期間の更新	在留期間を更新したいときは、在留期間が満了する前に、所轄の入国管理庁に申請して許可を受ける必要があります。申請手続きは有料です。
在留資格の変更	現在持っている在留資格を変更したいときは、所轄の入国管理庁に申請して許可を受けることが必要です。申請手続きは有料です。 (例：留学生在が卒業して就職し日本での生活を継続する、日本人と結婚する など)
在留資格の取得	外国人夫婦の子どもが日本で生まれ、日本国籍でない場合に、生まれた日から30日以内に所轄の入国管理局に申請して、在留資格取得の手続きをする必要があります。 ※60日以内に出国する場合は、必要ありません。
資格外活動許可	現在有している在留資格に属さない収入を伴う活動をするときは、所轄の入国管理庁に申請して許可を受けることが必要です。 (例：留学生在がアルバイトするとき など)

(3) 「みなし再入国許可」制度

有効なパスポートと在留カードを所持する外国人が、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がありません。出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

担当課の連絡先

菊陽町役場 総合政策課 ☎096-232-2112 ✉sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp

6-(8) 働く・仕事探し

(1) 働く

日本では、労働者を国籍や宗教などによって、賃金や労働時間などを差別することが禁止されています。日本で働く外国人は、会社や事業所において、日本人の労働者と同様に、法律上の権利が与えられています。

労働に関する法律や制度について、自ら知り、理解することが大切です。

(2) 就労に必要な要件

就労が可能な在留資格を持っていて、仕事の内容がその在留資格で認められていることが必要です。



(3) 仕事を探す

仕事を探す場合は、国の機関で公共職業安定所（通称「ハローワーク」）と外国人雇用サービスセンターがあり、仕事に関する相談や紹介を受けることができます。

また、インターネットで検索すると、民間企業の就職情報サイトも多数あります。

ハローワーク菊池 ☎0968-24-8609

〒861-1331 熊本県菊池市隈府771-1

福岡外国人雇用サービスセンター ☎092-716-8608

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ12階

(4) 雇用関係や労働条件のトラブル

仕事をしていて、給料や賃金が支払われない、残業しても手当が付かない、勤務条件の労働時間より長く労働させられる、セクハラやパワハラを受けているなどの悩みを抱えている場合は、日本語のわかる人（ボランティアや通訳）と一緒に、国の機関である労働基準監督署に相談してください。



菊池労働基準監督署 総合労働相談コーナー ☎0968-28-2665

〒861-1306 菊池市大琳寺236-4

担当課の連絡先

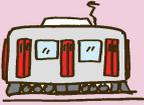
菊陽町役場 総合政策課 ☎096-232-2112 [✉sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp](mailto:sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp)

6-(9) 交通機関の利用方法

菊陽町には、鉄道の駅やバスの停留所などがあることから、鉄道、バス、タクシーを利用できます。また、阿蘇くまもと空港にも近く、航空機の利用にも便利です。

鉄道、バス、タクシー、航空機は、所定の運賃を支払うことで利用できます。

〈交通機関の利用方法〉

区分	利用方法
鉄道 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR九州豊肥本線は次の3駅から乗車できます。 ① 光の森駅 ② 三里木駅 ③ 原水駅 ・時刻表はQRコードから確認できます。 ・熊本市内に向かう人は「上り 熊本方面」の列車に乗車。 ・大津町、阿蘇に向かう人は「下り 肥後大津方面」の列車に乗車。 ・運賃は、現金、ICカードで支払えます。  JR九州HP
バス 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内を通る路線は、次の2社が運行しています。 ① 九州産交バス  (バス停の標識は水色) ② 熊本電鉄バス  (バス停の標識は黄色) ・路線図はQRコードから確認できます。 ・運賃は、現金、ICカードで支払えます。 ・バスの運行状況や時刻表は、スマートフォンやパソコンで「バスきたくまさん」から確認できます。  産交バスHP→  ←熊本電鉄バスHP  バスきたくまさんHP→
タクシー 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー配車センターに電話 (☎096-232-2206) すると、次の会社からタクシーが手配されます。 ① 菊陽タクシー ② おしろタクシー ③ 熊本キャブ ④ KITAKUMAMOTOTAXI ・運賃は、現金、バーコード決済で支払えます。
航空機 	<ul style="list-style-type: none"> ・阿蘇くまもと空港からは、次の航空会社の便が利用できます。 ① ANA ② JAL ③ SNA ④ FDA ・航空機の時刻表はQRコードから確認できます。 ・JR肥後大津駅から空港まで「阿蘇くまもと空港ライナー」を利用すると、無料で行くことができます。  阿蘇くまもと 空港HP

〈便利なアプリ〉

■公共交通機関の乗換案内アプリをスマートフォンにダウンロードしておく、電車、バス、航空機を乗り継ぐ場合に便利です。

(アプリの例：乗換 NAVITIME、Yahoo! 乗換案内など)



乗換
NAVITIME



Yahoo!
乗換案内

担当課の連絡先

菊陽町役場 総合政策課 ☎096-232-2112 [✉sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp](mailto:sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp)

6 - (10) 運転免許証と交通ルール

〈運転免許証〉

日本で自動車などを運転する場合には、日本の運転免許が必要です。

日本の運転免許試験に合格するか、外国の運転免許を日本の運転免許に切替えるためのテストを受けて合格する必要があります。

免許の種類・手続	内容
国際運転免許証	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュネーブ条約締結国等が発行し、同条約に定められた国際運転免許証があれば、日本で運転できます。 ・国際運転免許証の有効期限は発行から1年間で、その期限内で運転することができます。
外国運転免許証	<ul style="list-style-type: none"> ・スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾、エストニアの運転免許証は、外国運転免許証の日本語の翻訳文（母国の領事機関、または日本自動車連盟（JAF）が発行したもの）を持っていれば、有効期限の範囲内で、日本に入国した日から1年間運転できます。
日本の運転免許証への切り替え  免許切換えHP	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の有効な運転免許証を取得してから3か月以上その国に滞在していたことが証明できる場合は、日本の運転免許証への切替えを申請することができます。 <p>【申請先】 熊本県運転免許センター 運転免許試験課 ☎096-233-0116 受付時間 午前11～12時、午後1～4時 ※申請前に必ず電話で予約してください。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国の運転免許証 ・外国の運転免許証の日本語翻訳文（母国の領事機関または日本自動車連盟「JAF」が発行したもの） ・住民票（国籍記載あり、マイナンバー記載なし） ・旅券（免許を取得した国に取得後3か月以上滞在したか確認） ・写真（縦3.0cm×横2.4cm） 2枚 ・申請手数料
運転免許証更新  免許更新案内HP	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証の有効期限は3～5年（年齢・運転経歴・違反内容により異なる） ・免許証の更新は、更新期間（有効期限の満了する年の誕生日の1か月前から有効期限までの間）に行う必要があります。 ・更新手続の場所、受付期間、手数料などは、更新期間前に郵送で通知されず（更新期間になっても通知がない場合は、運転免許センター（☎096-233-0110 自動案内「6」を選択）に連絡してください）。 <p>【更新に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・免許更新のお知らせハガキ ・申請手数料 ・在留カード、特別永住者証明書、旅券などで在留資格を確認できるもの
その他の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許記載事項変更手続や運転免許の停止や取り消しなどについては、熊本県大津警察署（☎096-294-0110）または熊本県運転免許センター（☎096-233-0110）にお問い合わせください。

【自動車保険への加入】

- ・自動車事故に備えて、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）だけでなく、万一の事故の賠償に対応できるように任意保険にも加入することをお勧めします。

〈交通ルール〉

日本では、基本的に歩行者は右側を通行し、自動車や自転車などの車両は左側を通行します。歩行者と車両では、歩行者が優先されます。また、通行中は、信号や道路標識のほか、警察官から指示があったときは従ってください。



外国人向け交通ルール
HP (警視庁)

区分	ルールのポイント
歩行者 	<ul style="list-style-type: none">歩道と車道が分かれている道路では、必ず歩道を歩いてください。歩道や広い路側帯がない道路では、道路の右端を歩いてください。信号機付交差点では歩行者信号機に従ってください。信号がない横断歩道では、手を挙げて横断する意思表示をしましょう。右側と左側の安全を確認してから道路を横断してください。夜間は、反射材を身につけ、明るい服装を心掛けましょう。
自転車 	<ul style="list-style-type: none">自転車は道路の左端を一列で通行してください。自転車が通行できる標識のある歩道は通行できます。歩道を通行するときは、歩行者を優先し、車道寄りをゆっくり通行してください（歩行者を追い越せない場合は、一度停まって自転車から降りてください）。飲酒運転、二人乗り、並んで通行することは禁止です。夜間はライトを点灯してください。交差点では必ず信号と一時停止を守り、周囲の安全を確認してください。ヘルメットを着用してください。自転車損害保険に加入しなければなりません。 ※熊本県の条例で、自転車損害保険の加入が義務化されています。
自動車 	<ul style="list-style-type: none">運転免許を取得していない人は運転できません。飲酒運転は禁止です（厳罰に処されます）。運転する人と同乗する人は全員必ずシートベルトを着用してください。6歳未満の子供を乗せるときは、必ずチャイルドシートを着用してください。夕暮れ時は、早めにライトを点灯してください。携帯電話（スマートフォン）を使用しながら運転してはいけません。歩行者の近くを通るときは、安全な間隔をあげ、ゆっくり通行してください。

【高速道路】

- 高速道路を走行する場合は、通行料金が必要です。
- 料金所での料金の受け渡しの手間を省き、渋滞を改善するために、自動的に料金を支払うETCシステムが導入され、ETC専用レーンもあります。
- ETCを利用する場合は、車載器とETCカードが必要です。

担当課の連絡先

菊陽町役場 危機管理防災課 ☎096-232-2110 ✉ bousai@town.kikuyo.lg.jp

菊陽町生活ガイド（日本語版）

2023年4月

発行：菊陽町 総合政策課
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
電話 096-232-2112
✉ sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp